

## 付録2 労働力調査結果表一覧

## &lt;基本集計&gt;

結果表番号	集 計 事 項
(全国結果)	〔月別、四半期平均、年平均及び年度平均〕
第Ⅰ-1表	就業状態・従業上の地位・雇用形態（雇用者については従業者規模）・農林業・非農林業別15歳以上人口
第Ⅰ-2表	就業状態・従業上の地位・雇用形態（非農林業雇用者については従業者規模）・主な活動状態・農林業・非農林業・世帯の種類・世帯の家族類型、年齢階級別15歳以上人口
第Ⅰ-3表	就業状態・従業上の地位・雇用形態（非農林業雇用者については従業者規模）・農林業・非農林業、世帯の種類・世帯主との続き柄別15歳以上人口
第Ⅰ-4表	就業状態・従業上の地位・雇用形態（非農林業雇用者については従業者規模）・農林業・非農林業、配偶関係・年齢階級別15歳以上人口
第Ⅰ-5表	就業状態・農林業・非農林業・従業上の地位・雇用形態（非農林業雇用者については従業者規模）、世帯の種類・世帯主の農林業・非農林業別15歳以上人口
第Ⅰ-6表	就業状態・従業上の地位・雇用形態（非農林業雇用者については従業者規模）・農林業・非農林業、世帯の種類・世帯の家族類型別15歳以上人口
第Ⅰ-7表	今月及び前月の就業状態・農林業・非農林業・従業上の地位・雇用形態（非農林業雇用者については従業者規模）、年齢階級別15歳以上人口
第Ⅰ-8表	今月及び前月の就業状態・産業、年齢階級別15歳以上人口
第Ⅱ-1表	産業、従業上の地位・雇用形態（雇用者については従業者規模）別就業者数
第Ⅱ-2-1表	年齢階級、産業別就業者数
第Ⅱ-2-2表	年齢階級、産業別雇用者数
第Ⅱ-3表	産業、月末1週間の就業時間、従業上の地位別就業者数
第Ⅱ-4表	世帯の種類・世帯主との続き柄・年齢階級・従業上の地位・雇用形態・従業者規模・産業・職業、月末1週間の就業日数・月間就業日数・月間就業時間別就業者数
第Ⅱ-5表	産業、職業別就業者数
第Ⅱ-6表	産業、経営組織別雇用者数
第Ⅱ-7表	世帯の種類・世帯主との続き柄・配偶関係・年齢階級・従業者規模・産業・職業・月末1週間の就業時間、雇用形態、従業上の地位別役員を除く雇用者数
第Ⅱ-8表	産業・従業上の地位・雇用形態（非農林業雇用者については従業者規模）、月末1週間の就業時間別就業者数
第Ⅱ-9表	農林業・非農林業・年齢階級、月末1週間の就業時間別就業者数
第Ⅱ-10表	従業上の地位・雇用形態、職業別就業者数
第Ⅱ-11-1表	産業、職業別平均週間就業時間
第Ⅱ-11-2表	産業、職業別平均月間就業日数
第Ⅱ-11-3表	産業、職業別平均月間就業時間
第Ⅲ-1表	世帯の種類・世帯主との続き柄・探している仕事の主従別完全失業者数
第Ⅲ-2表	求職理由・探している仕事の主従、年齢階級別完全失業者数
第Ⅲ-3表	求職理由・探している仕事の主従、世帯主との続き柄・世帯の種類・年齢階級別完全失業者数
第Ⅳ-1表	世帯主の年齢階級、世帯の種類・世帯の家族類型別世帯数
第Ⅳ-2表	世帯主の産業、世帯の種類別世帯数
第Ⅳ-3表	世帯主の職業、世帯の種類別世帯数
第Ⅳ-4表	世帯の種類、世帯人員別世帯数
第Ⅳ-5表	世帯の種類、15歳以上世帯人員別世帯数
第Ⅳ-6表	世帯の種類、就業人員別世帯数

付録2 労働力調査結果表一覧

結果表号	集 計 事 項
第IV-7表	妻及び夫の就業状態・農林業・非農林業・従業上の地位・月末1週間の就業時間・月間就業時間、世帯の家族類型別夫婦のいる世帯数
第IV-8表	妻の年齢階級・就業状態、夫の就業状態・従業上の地位・農林業・非農林業・月末1週間の就業時間・月間就業時間、世帯の家族類型別夫婦のいる世帯数
第IV-9表	世帯主の年齢階級、就業状態・従業上の地位・農林業・非農林業・月末1週間の就業時間別単身世帯、母子世帯及び高齢者世帯数
第IV-10表	世帯主の年齢階級、世帯特性別親族世帯数
第IV-11表	世帯主及び配偶者の年齢階級別親族世帯数
第I-A表 第II-11-4表 第II-A表 第II-B表	〔年平均〕 就業状態・農林業・非農林業・年齢階級、世帯の種類・世帯主の農林業・非農林業別人口 産業、職業別平均年間就業時間 年齢階級、職業別就業者数 世帯の種類・世帯主との続柄・年齢階級・従業上の地位・雇用形態・従業者規模・産業・職業別平均年間就業日数・時間
-	〔月別〕 季節調整値（TCI）に関する事項
(地域別結果) 第1表 第2表 第3表	〔四半期平均及び年平均〕 就業状態・主な活動状態・従業上の地位・産業、年齢階級別15歳以上人口 就業状態・従業上の地位・雇用形態・配偶関係、年齢階級別15歳以上人口 職業・月末1週間の就業時間・月間就業日数・月間就業時間・従業者規模、年齢階級別就業者数

<詳細集計>

結果表 番号	集 計 事 項
(全国結果)	〔四半期平均及び年平均〕
第Ⅰ-1表	就業状態・新規就業者・転職者・現職の雇用形態についている理由・求職理由・前職の離職理由・失業期間・探している仕事の形態・就業希望の有無・非求職理由、年齢階級別15歳以上人口
第Ⅰ-2表	就業状態・年齢階級・主な活動状態・農林業・非農林業・就業希望の有無、配偶関係・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育別15歳以上人口
第Ⅰ-3表	就業状態・従業上の地位・雇用形態・農林業・非農林業・求職理由・前職の離職理由・探している仕事の形態・就業希望の有無・非求職理由、年齢階級・教育、世帯主との続き柄別15歳以上人口
第Ⅰ-4表	前職の産業・前職の職業、前職の離職時期・前職の離職理由、就業状態別15歳以上人口（前職が非農林業雇用者で過去3年間の離職者）
第Ⅰ-5表	年齢階級・教育、就業状態・従業上の地位・雇用形態・探している仕事の形態・就業希望の有無・希望している仕事の形態別15歳以上人口
第Ⅱ-1表	従業上の地位・雇用形態・産業・職業、年齢階級・配偶関係・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育・従業者規模別就業者数
第Ⅱ-2表	世帯の種類・世帯主との続き柄・年齢階級・従業上の地位・産業・職業・月末1週間の就業時間、主な活動状態・前職の有無・前職の離職時期・前職の離職理由別就業者数
第Ⅱ-3表	前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の職業・前職の離職理由・年齢階級、離職期間別前職のある就業者数（転職者）
第Ⅱ-4表	年齢階級・前職の有無、従業上の地位・雇用形態・産業別就業者数（新規就業者）
第Ⅱ-5表	月末1週間の就業時間・転職等希望の有無、仕事からの収入（年間）・年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育・従業上の地位・雇用形態・従業者規模・就業時間増減希望の有無別就業者数
第Ⅱ-6表	仕事からの収入（年間）・年齢階級・配偶関係・世帯の種類・世帯主との続き柄、月末1週間の就業時間・短時間就業の理由・就業時間増減希望の有無別就業者数
第Ⅱ-7表	世帯の種類・世帯主との続き柄・年齢階級・現職の従業上の地位・現職の雇用形態・現職の従業者規模、前職の離職時期・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・離職期間（過去1年間の離職者について）別前職のある就業者数
第Ⅱ-8表	世帯の種類・世帯主との続き柄・年齢階級・現職の産業・現職の職業、前職の離職時期・前職の産業・前職の職業・離職期間（過去1年間の離職者について）別前職のある就業者数
第Ⅱ-9表	仕事からの収入（年間）・産業・職業・従業上の地位、雇用形態・月末1週間の就業時間・月間就業時間別役員を除く雇用者数
第Ⅱ-10表	年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・月末1週間の就業時間、産業・職業・従業上の地位・雇用形態・従業者規模別就業者数
第Ⅱ-11表	年齢階級・配偶関係・世帯の種類・世帯主との続き柄・従業上の地位・産業・職業、転職等希望の有無別短時間就業者数（週0～34時間就業者）
第Ⅱ-12表	仕事からの収入（年間）、年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・従業上の地位・雇用形態、教育別就業者数
第Ⅱ-13表	年齢階級・従業上の地位・雇用形態・産業・職業、教育別転職等希望者数
第Ⅱ-14表	農林業・非農林業・従業上の地位（非農林業雇用者については従業者規模・雇用形態）、月末1週間の就業時間別転職等希望者数
第Ⅱ-15表	年齢階級・教育・仕事からの収入（年間）・従業上の地位・雇用形態・産業・職業、在職期間別就業者数
第Ⅱ-16表	世帯の種類・世帯主との続き柄・配偶関係・年齢階級・教育・仕事からの収入（年間）・月末1週間の就業時間・短時間就業の理由・就業時間増減希望の有無・転職等希望の有無・従業上の地位・従業者規模・産業・職業、現職の雇用形態についている理由、雇用形態、前職の有無別非正規の職員・従業員数
第Ⅱ-17表	前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・前職の産業・前職の職業、現職の雇用形態についている理由、現職の雇用形態・前職の離職時期別前職のある非正規の職員・従業員数（過去3年間に離職した者）

付録2 労働力調査結果表一覧

結果表号	集 計 事 項
第Ⅲ-1表	求職方法、求職理由・仕事につけない理由・年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・探している仕事の形態・求職活動時期・失業期間別完全失業者数
第Ⅲ-2表	求職方法、求職理由・仕事につけない理由・年齢階級・世帯の種類・求職活動時期・失業期間別完全失業者数
第Ⅲ-3表	年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・探している仕事の形態・求職理由・前職の離職時期・前職の離職理由・仕事につけない理由、失業期間・求職活動時期・探している仕事の主従別完全失業者数
第Ⅲ-4表	世帯の種類・世帯主との続き柄・教育・年齢階級・失業期間・前職の産業・前職の職業、求職理由・前職の離職理由・仕事につけない理由別完全失業者数
第Ⅲ-5表	年齢階級・世帯の種類・教育・配偶関係・主な求職方法・失業期間・求職活動時期、探している仕事の形態別完全失業者数
第Ⅲ-6表	求職理由・前職の離職理由・仕事につけない理由・前職の有無・前職の産業・前職の職業、探している仕事の形態別完全失業者数
第Ⅲ-7表	年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・配偶関係・主な求職方法・失業期間・求職活動時期、教育別完全失業者数
第Ⅲ-8表	年齢階級・配偶関係・世帯の種類・世帯主との続き柄、前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・前職の産業・前職の職業別完全失業者数
第Ⅲ-9表	前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・前職の離職理由・前職の産業・前職の職業、失業期間・主な求職方法・年齢階級別過去3年間に離職した完全失業者数（求職理由が「仕事をやめたため」の者）
第Ⅲ-10表	前職の離職時期・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・前職の産業・前職の職業、前職の離職理由・年齢階級別離職した完全失業者数（求職理由が「仕事をやめたため」の者）
第Ⅲ-11表	年齢階級・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の産業・前職の職業、教育別完全失業者数
第Ⅲ-12表	年齢階級・求職理由、前職の離職理由・教育別前職のある完全失業者数
第Ⅳ-1表	前職の有無・就業希望の有無・就業可能時期、年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育・希望している仕事の形態別非労働力人口
第Ⅳ-2表	年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育、就業希望の有無・希望している仕事の形態別非労働力人口
第Ⅳ-3表	求職活動の有無及び時期・年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育、前職の有無・非求職理由別就業希望の非労働力人口
第Ⅳ-4表	前職の有無・前職の離職時期・前職の離職理由・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・前職の産業・前職の職業、年齢階級・求職活動の有無及び時期・就業可能時期別就業希望の非労働力人口
第Ⅳ-5表	希望している仕事の形態・非求職理由、求職活動の有無及び時期・就業可能時期別就業希望の非労働力人口
第Ⅳ-6表	前職の離職時期・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・前職の産業・前職の職業、前職の離職理由・年齢階級別前職のある非労働力人口
第Ⅳ-7表	年齢階級・希望している仕事の形態、教育別非労働力人口（過去1年間に求職活動をした就業希望者及び就業内定者）
第Ⅴ-1表	妻の年齢階級、妻及び夫の就業状態・農林業・非農林業・従業上の地位・月末1週間の就業時間・就業希望の有無・仕事からの収入（年間）・夫の求職理由、世帯の家族類型別夫婦のいる世帯数（世帯の家族類型4区分）
第Ⅴ-2表	妻の年齢階級・就業状態・農林業・非農林業・従業上の地位・月末1週間の就業時間、世帯の家族類型・子供の数・末子の年齢階級別夫婦のいる世帯数（世帯の家族類型4区分）
第Ⅴ-3表	世帯主の年齢階級、就業状態・農林業・非農林業・従業上の地位・月末1週間の就業時間別母子世帯数及び高齢者世帯数
第Ⅴ-4表	就業状態・従業上の地位・雇用形態・新規就業者・転職者・求職理由・前職の離職理由・失業期間・探している仕事の形態・就業希望の有無・非求職理由、年齢階級別15歳以上人口（単身世帯）
第Ⅰ-A表	〔年平均〕 年齢階級、就業状態・従業上の地位・探している仕事の形態・就業希望の有無・希望している仕事の形態別15歳以上人口

# 付録3 労働力調査 集計事項一覧

## <基本集計 集計事項>

結果表番号	調査票問番号	基礎調査票														
		1	2	2	2	2	2	3	4	5	5	6	7	8	8	9
		a	b	c	d	e	a	a	b	完全失業者	求職理由	就業者	a	b	a	
		男女	世帯主との続き柄	世帯の種類	世帯の種類	世帯の家族類型	共通	世帯特性	年齢階級	配偶関係	就業状態	主な活動状態	探している仕事の主従	求職理由	月末1週間の就業日数	月末1週間の就業時間
集計対象																

(全国結果)

-1	15歳以上人口								3							
-2	15歳以上人口			1	1		1		1	1						
-3	15歳以上人口		2	2			17		1							
-4	15歳以上人口						5	1	3	3						
-5	15歳以上人口			1					3							
-6	15歳以上人口				1	1			1	1						
-7	15歳以上人口(2か月目の調査世帯)						16		4	4	3	3				
-8	15歳以上人口(2か月目の調査世帯)						16		5	5						
-1	就業者						19									
-2-1	就業者						7									
-2-2	雇用者						7									
-3	就業者						19		9					1		
-4	就業者		5	2			3		10							1
-5	就業者						19		10							
-6	雇用者															
-7	役員を除く雇用者		5	2			3	1	11					5		
-8	就業者						19		9					1		
-9	就業者						4		9					1		
-10	就業者						19									
-11-1	就業者(平均週間就業時間)						19									
-11-2	就業者(平均月間就業日数)						19									
-11-3	就業者(平均月間就業時間)						19									
-1	完全失業者		3	2			18				2					
-2	完全失業者						3				1	1				
-3	完全失業者		2	2			17				1	1				
-1	総世帯				1	1	6									
-2	世帯主が就業者の世帯				3											
-3	世帯主が就業者の世帯				3											
-4	総世帯				1											
-5	総世帯				2											
-6	総世帯				2											
-7	夫婦のいる世帯					2			6	6				5	5	
-8	夫婦のいる世帯					2		11	6	8				5		
-9	単身・母子・高齢者世帯				4	6		8	7					5		
-10	親族世帯							9								
-11	親族世帯					4		15	15							
-A	総人口				1			7		2						
-11-4	就業者(平均年間就業時間)							19								
-A	就業者							4								
-B	就業者(平均年間就業日数・時間)		5	2				3		10						

(地域結果)

1	15歳以上人口		6					3	3	1	2					
2	15歳以上人口							14	2	7	3					
3	就業者							3		9				2		2

付録3 労働力調査集計事項一覧

表中の印は、次の主な集計区分を示す。 欄外区分 表頭 表側 (数字は後述の分類事項の該当種類を表す。)

基礎調査票(続き)										結果表番号
9	9	10	11	12	12	13	14			
b	c	a				b		共通		
月間就業時間	年間就業日数・時間	従業上の地位	雇用形態	経営組織	産業	職業	従業者規模	世帯人員	15歳以上世帯人員	

		1	1f 4b		5		1				-1
		1f 10b	1f		5		1				-2
		1f 10b	1f		5		1				-3
		1f 10b	1f		5		1				-4
		1f 10b	1f 4b		5 5		1				-5
		1f 10b	1f		5		1				-6
		14d 14d	1c 4b 1c 4b		5 5		3 3				-7
					2 2						-8
		1	1		1		1				-1
					1						-2-1
					1						-2-2
		20			1						-3
1		1	1		2 2	1					-4
					1 1						-5
					1						-6
		13	1		2 2	1					-7
		2e 14b	1e 4b		4		1				-8
		22			5						-9
		2	1			1					-10
					1 1						-11-1
					1 1						-11-2
					1 1						-11-3
											-1
											-2
											-3
											-1
					2						-2
						2					-3
											-4
											-5
											-6
3 3		19f 19f			5 5						-7
3		20f			5						-8
		20f			5						-9
											-10
											-11
		22c			5 5						-A
					1 1						-11-4
						1					-A
		2	1		2 2	1					-B

分類事項の種類を表す数字についている符号は、  
 a...全産業のみの分類  
 b...'農業、林業'のみの分類  
 c...非農林業のみの分類  
 d...'農業、林業'及び非農林業の分類  
 e...全産業、非農林業及び製造業の分類  
 f...全産業及び非農林業の分類

「従業者規模」については、  
 第 -1表は、全産業、「農業、林業」、非農林業  
 第 -1表は、全ての産業  
 第 -4表、第 -7表、第 -B表は、全産業のみ  
 第 -8表は、非農林業及び製造業  
 第 -1表、第 -1表、第 -4表、第 -7表、第 -B表、  
 第 -8表以外の表は、非農林業のみ集計

第 -7表及び第 -8表は表側が今月の状態、表頭が前月の状態  
 第 -7表及び第 -8表は表側が妻の属性、表頭が夫の属性  
 第 -11表は表側が世帯主の配偶者の属性、表頭が世帯主の属性

		12a			2						1
		16	1								2
2		22c			6	2	4				3

地域別第3表の非農林業は、雇用者のみの集計

付録3 労働力調査集計事項一覧

< 詳細集計 集計事項 > (全国結果)

結果表番号	調査票問番号	基礎調査票														特定調査票													
		1	2	2	2	2	3	3	4	5	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	A1	A2	A3	A3	A4	A5	A6	A6	
		a	b	d	f	a	b	a	b	完全失業者			就業者			就業者			就業者			a		b					
		分類事項	男女	世帯主との続き柄	世帯の種類	世帯の家族類型	子供の数	年齢階級	末子の年齢階級	配偶関係	就業状態	主な活動状態	探している仕事の主従	求職理由	月末1週間の就業時間	月間就業時間	従業上の地位	雇用形態	産業	職業	従業者規模	短時間就業の理由(4)	就業時間増減希望の有無	現職についての時期	離職期間	在職期間	現職の雇用形態についている理由	転職等希望の有無	前職の有無
	集計対象																												
	-1 15歳以上人口					2			7			2					5										2		
	-2 15歳以上人口		1	2		14		1	6	1					22		5												
	-3 15歳以上人口		4	2		14			7			1			8	3	5												
	-4 15歳以上人口(1)					19			8																				
	-5 15歳以上人口					2			8						3	1													
	-1 就業者		5	2		13		1							4	1	2	2	2										
	-2 就業者		5	2		14			11	4			4		3	1	2	2	2									1	
	-3 前職のある就業者(転職者)					14																							
	-4 新規就業者					14									6	1	2											2	
	-5 就業者		5	2		13			9				4		5	1					2							1	
	-6 就業者		5	2		13		1	9				6								1								
	-7 前職のある就業者		5	2		12									5	3					2								
	-8 前職のある就業者		5	2		14													2	2									
	-9 役員を除く雇用者					19			11				3	2	13	1	2	2											
	-10 就業者		5	2		14			9				9		5	1	2	2	2										
	-11 週0~34時間就業者		5	2		13		1					10		8	1	2	2			2							1	
	-12 就業者		5	2		14							11		5	1													
	-13 転職等希望者					14									4	1	2	2											
	-14 転職等希望者					18							7		2	3	5		1										2
	-15 就業者					14									9	1	2	2											
	-16 非正規の職員・従業員		5	2		14		1	11				4		17	2	2	2	2	2	1						1	1	2
	-17 前職のある非正規の職員・従業員														2														1
	-1 完全失業者		5	2		14						1																	
	-2 完全失業者		5	2		14						1																	
	-3 完全失業者		5	2		14						1	1																
	-4 完全失業者		5	2		14						1																	
	-5 完全失業者		5	2		13		1			1																		
	-6 完全失業者					19						1																	
	-7 完全失業者		5	2		14		1																					
	-8 完全失業者		5	2		14		1																					
	-9 離職した完全失業者(2)					14																							
	-10 離職した完全失業者					14																							
	-11 完全失業者					14																							
	-12 前職のある完全失業者					14						1																	
	-1 非労働力人口		5	2		13																							
	-2 非労働力人口		5	2		13																							
	-3 就業希望の非労働力人口		5	2		13				5																			
	-4 就業希望の非労働力人口					14																							
	-5 就業希望の非労働力人口					19				5																			
	-6 前職のある非労働力人口					14																							
	-7 非労働力人口(3)					14																							
	-1 夫婦のいる世帯(4種類)				3	14			6	6		1	9	12	20	18	5	5											
	-2 夫婦のいる世帯(4種類)				3	14			6					12	18	5													
	-3 母子世帯・高齢者世帯				5	10			7				8		20		5												
	-4 15歳以上人口(単身世帯)					14			7			2			7	1													
	-A 15歳以上人口					14			8	3					5	1													

- (1) 前職が非農林業雇用者で過去3年間の離職者
- (2) 過去3年間の離職者
- (3) 過去1年間に求職活動をした就業希望者及び就業内定者
- (4) 休業者については「休業の理由」

付録3 労働力調査集計事項一覧

表中の印は、次の主な集計区分を示す。 欄外区分 表頭 表側（数字は後述の分類事項の該当種類を表す。）

特定調査票 (続き)														結果表番号	備考							
B1	B2	B3	B4	B5	B6	C1	C2	C3	C4	C5	C6	D1	D2			D3	D4	D5	D6	E1	E2	
完全失業者						(C1) 非労働力人口						a b 離職経験者(前職について)				共通						
求職方法	失業期間	求職活動時期	探している仕事の形態	仕事につけない理由	前職の有無	就業希望の有無	非求職理由	希望している仕事の形態(5)	求職活動の有無及び時期	就業可能時期	前職の有無	離職時期	従業上の地位			雇用形態	産業	職業	従業者規模	離職理由	教育	仕事からの収入
	1					1	1			3		6							8	-1		
						1				3									1	-2		
						1	1			3									7	-3		
												3			3	2				-4	「うち就業希望者」の欄外あり	
						2					1								2	-5	「女性のうち有配偶」の欄外あり	
												1							1	-1		
												1	19			2			8	-2	月末1週間の就業時間に「休業者」あり	
																		8	-3			
																		6	-4			
												1	15			2		8	-5			
												1	15			2		8	-6			
												1		2	2		2		-7			
												1						8	-8			
																			-9			
																		5	-10			
																		2	-11			
																		3	-12			
																		1	-13			
												3	15		2	2	2		3	-14		
												3	15		2	2	2		1	-15		
																			-16			
2	2																			-17		
1	2																			-1		
2	2											2								-2		
1						2						5		2	2				4	-3		
3	2																		1	-4		
3	2					2						5		2	2				2	-5		
																				-6		
3	2											6	15	2	2	2			2	-7		
													15		2	2	2			-8		
													15		2	2	2			-9		
												1	15	2	2	2				-10		
												5	11	2	2				2	-11		
																			2	-12		
						1				1	1								1	-1		
						1				4	2								1	-2		
							1		1		2		4	21		2	2	2		1	-3	
								1	1	2	1									-4		
								1	2	2										-5		
												4	15		2	2	2			-6		
						4													1	-7		
						3	2													-1	表側は妻の属性,表頭は夫の属性	
						3	2													-2	「夫が就業者」,「夫が非農林業雇用者」の欄外あり	
																				-3		
1						1	1			3		6								-4		
						1					1								8	-A	「うち卒業で未婚」の表側あり	

(5)就業内定者は「決まっている仕事の形態」



<分類事項>

分類事項の番号は調査票問番号としている。

I 基礎調査票

1 男女

男女計	
男	
女	

2-a 世帯主との続き柄

項目	種類	1	2	3	4	5	6
世帯主							
世帯主の配偶者							
その他の家族							
子又は子の配偶者							
子							
うち 未婚							
子の配偶者							
その他の親族世帯員							
孫							
父母							
祖父母							
兄弟姉妹							
他の親族							
その他							

「子」のうち「配偶関係」が「未婚」

2-b 世帯の種類

項目	種類	1	2
2人以上の世帯			
就業者世帯			
自営業世帯			
雇用者世帯			
従業上の地位不詳			
非就業者世帯			
就業状態不詳			
単身世帯			

2-c 世帯の種類

項目	種類	1	2	3	4
2人以上の世帯					
親族世帯					
核家族世帯					
その他の親族世帯					
非親族世帯					
単身世帯					
うち 学生を除く					

学生とは就業状態(主な活動状態)が「通学のかたわらに仕事」の者及び非労働力人口のうち「通学」の者

2-d 世帯の家族類型

項目	種類	1	2	3	4	5	6
世帯主と親族世帯員のみ在世帯							
夫婦のみ在世帯							
夫婦と子供から成る世帯							
ひとり親と子供から成る世帯							
夫婦と親から成る世帯							
夫婦、子供と親から成る世帯							
その他の世帯							
高齢者世帯員がいる世帯							
高齢者世帯員のない世帯							
母子世帯							
高齢者世帯							
高齢者単身世帯							
65歳以上の親(高齢者)がいる世帯							

2-e 世帯特性

勤労者世帯	
核家族世帯	
(世帯主のみ就業の世帯)	
夫婦のみ世帯	
夫婦と未婚の子供の世帯	
(夫婦共働き世帯(夫婦のみ就業))	
夫婦のみ世帯	
夫婦と未婚の子供の世帯	
(就業者が2人以上の世帯)	
夫婦共に就業の世帯	
その他の世帯	
ひとり親と未婚の子供の世帯	
高齢者世帯員がいる世帯	
世帯主のみ就業の世帯	
夫婦共働き世帯(夫婦のみ就業)	
就業者が2人以上の世帯	
その他の世帯	
勤労者以外の世帯	
(世帯主が就業者の世帯)	
雇有業主世帯	
雇無業主世帯	
法人経営者世帯	
家族従業者の世帯	
(別掲)高齢者世帯員がいる世帯	
世帯主が就業者以外の世帯	
高齢者世帯員がいる世帯	
(世帯主の就業状態・従業上の地位不詳の世帯)	

2-f 子供の数

1人	
2人	
3人以上	

3-a 年齢階級

項目	種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
15～64歳																					
15～24歳																					
うち 在学中																					
15～19歳																					
15～17歳																					
18～19歳																					
20～24歳																					
20～21歳																					
22～24歳																					
25～34歳																					
25～29歳																					
30～34歳																					
35～44歳																					
35～39歳																					
40～44歳																					
45～54歳																					
45～49歳																					
50～54歳																					
55～64歳																					
55～59歳																					
60～64歳																					
65歳以上																					
65～69歳																					
70歳以上																					
70～74歳																					
75歳以上																					
75～79歳																					
80～84歳																					
85歳以上																					
15～34歳																					
35歳以上																					
35～54歳																					
55歳以上																					
15～59歳																					
15～29歳																					
60歳以上																					
65～74歳																					

「15～24歳」のうち「教育」が「在学中」

3-b 末子の年齢階級

0～3歳	
4～6歳	
7～9歳	
10～12歳	
13～14歳	
15～17歳	
18歳以上	

付録3 労働力調査集計事項一覧

4 配偶関係

項目	種類	1	2	3
未婚				
有配偶				
死別・離別 (配偶関係不詳)				

5-a 就業状態

項目	種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
総人口												
15歳未満人口												
15歳以上人口												
労働力人口												
就業者												
従業者												
休業者												
完全失業者												
非労働力人口												
就業状態不詳												
労働力人口比率												
就業率												
完全失業率												

5-b 主な活動状態

項目	種類	1	2	3	4	5
主に仕事						
通学・家事などのかたわらに仕事						
通学のかたわらに仕事						
家事などのかたわらに仕事						
通学						
家事						
その他						

6 探している仕事の主従

項目	種類	1	2
主にしていく仕事			
かたわらにいく仕事 (探している仕事の主従不詳)			

7 求職理由

項目	種類	1	2
仕事をやめたため求職			
非自発的な離職			
定年又は雇用契約の満了による離職			
勤め先や事業の都合による離職			
自発的な離職(自己都合)			
新たに求職			
学卒未就職			
収入を得る必要が生じたから			
その他 (求職理由不詳)			

8-a 月末1週間の就業日数

週0日	
週1日	
週2日	
週3日	
週4日	
週5日	
週6日	
週7日	
週間就業日数不詳	
平均週間就業日数	

8-b 月末1週間の就業時間

項目	種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
週1～34時間													
週1～14時間													
週1～4時間													
週5～9時間													
週10～14時間													
週15～34時間													
週15～29時間													
週15～19時間													
週20～24時間													
週25～29時間													
週30～34時間													
週35時間以上													
週35～48時間													
週35～39時間													
週40～48時間													
週49時間以上													
週49～59時間													
週60時間以上													
週60～69時間													
週70～79時間													
週80時間以上													
週0～34時間													
週0～29時間													
週0～14時間													
週1～29時間													
週30時間以上													
週35～42時間													
週43～48時間													
週1～19時間													
週20時間以上													
週間就業時間不詳													
平均週間就業時間													
延週間就業時間													

9-a 月間就業日数

項目	種類	1	2
月0日			
月1～5日			
月6～10日			
月11～15日			
月11日			
月12日			
月13日			
月14日			
月15日			
月16～20日			
月16日			
月17日			
月18日			
月19日			
月20日			
月21～25日			
月21日			
月22日			
月23日			
月24日			
月25日			
月26日以上			
うち 月26日			
月間就業日数不詳			
平均月間就業日数			

9-b 月間就業時間

項目	種類	1	2	3
月0時間				
月1～60時間				
月1～20時間				
月21～40時間				
月41～60時間				
月61～120時間				
月61～80時間				
月81～100時間				
月101～120時間				
月121～180時間				
月121～140時間				
月141～160時間				
月161～180時間				
月181～240時間				
月181～200時間				
月201～220時間				
月221～240時間				
月241時間以上				
うち 月241～260時間				
うち 月261～280時間				
月間就業時間不詳				
平均月間就業時間				

9-c 年間就業日数・時間

平均年間就業日数	
平均年間就業時間	

付録3 労働力調査集計事項一覧

10 (現職の)従業上の地位

D2-a 前職の従業上の地位

項目	種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
自営業主・家族従業者																							
自営業主																							
雇有業主																							
雇無業主																							
一般雇無業主																							
内職者																							
家族従業者																							
うち 1~14時間																							
雇用者																							
常雇																							
一般常雇																							
無期の契約																							
有期の契約																							
役員																							
臨時雇・日雇																							
臨時雇																							
日雇																							
役員を除く雇用者																							
従業上の地位不詳																							

「家族従業者」のうち「月末1週間の就業時間」が「1~14時間」

11 雇用形態

項目	種類	1	2	3	4	5
正規の職員・従業員						
非正規の職員・従業員						
パート・アルバイト						
パート						
アルバイト						
労働者派遣事業所の派遣社員						
契約社員						
嘱託						
その他						
(雇用形態不詳)						

12-a 経営組織

個人	
会社	
団体	
官公	
不詳	

12-b (現職の)産業

D3 前職の産業

項目	種類	1	2	3	4	5	6
農業、林業							
農業							
林業							
非農林業							
漁業							
漁業(水産養殖業を除く)							
水産養殖業							
鉱業、採石業、砂利採取業							
建設業							
製造業							
食料品製造業							
飲料・たばこ・飼料製造業							
繊維工業							
木材・木製品製造業(家具を除く)							
家具・装備品製造業							
パルプ・紙・紙加工品製造業							
印刷・同関連業							
化学工業							
石油製品・石炭製品製造業							
プラスチック製品製造業(別掲を除く)							
ゴム製品製造業							
なめし革・同製品・毛皮製造業							
窯業・土石製品製造業							
鉄鋼業							
非鉄金属製造業							
金属製品製造業							
はん用機械器具製造業							
生産用機械器具製造業							
業務用機械器具製造業							
電子部品・デバイス・電子回路製造業							
電気機械器具製造業							
情報通信機械器具製造業							
輸送用機械器具製造業							
その他の製造業							
電気・ガス・熱供給・水道業							
情報通信業							
通信業							
放送業							
情報サービス業							
インターネット付随サービス業							
映像・音声・文字情報制作業							

12-b, D3 産業(続き)

項目	種類	1	2	3	4	5	6
運輸業、郵便業							
鉄道業							
道路旅客運送業							
道路貨物運送業							
水運業							
航空運輸業							
倉庫業							
運輸に附帯するサービス業							
郵便業(信書便事業を含む)							
卸売業、小売業							
卸売業							
各種商品小売業							
織物・衣服・身の回り品小売業							
飲食料品小売業							
機械器具小売業							
その他の小売業							
金融業、保険業							
不動産業、物品賃貸業							
不動産業							
物品賃貸業							
学術研究、専門・技術サービス業							
学術・開発研究機関							
専門サービス業(他に分類されないもの)							
広告業							
技術サービス業(他に分類されないもの)							
宿泊業、飲食サービス業							
宿泊業							
飲食店							
持ち帰り・配達飲食サービス業							
生活関連サービス業、娯楽業							
洗濯・理容・美容・浴場業							
その他の生活関連サービス業							
娯楽業							
教育、学習支援業							
学校教育							
その他の教育、学習支援業							
医療、福祉							
医療業							
保健衛生							
社会保険・社会福祉・介護事業							
複合サービス事業							
郵便局							
協同組合(他に分類されないもの)							
サービス業(他に分類されないもの)							
廃棄物処理業							
自動車整備業							
機械等修理業(別掲を除く)							
職業紹介・労働者派遣業							
その他の事業サービス業							
政治・経済・文化団体							
宗教							
その他のサービス業							
外国公務							
公務(他に分類されるものを除く)							
国家公務							
地方公務							
分類不能の産業							

付録3 労働力調査集計事項一覧

13 (現職の)職業

D4 前職の職業

項目	種類	1 2	
		1	2
管理的職業従事者			
専門的・技術的職業従事者			
技術者			
保健医療従事者			
教員			
その他の専門的・技術的職業従事者			
事務従事者			
一般事務従事者			
会計事務従事者			
その他の事務従事者			
販売従事者			
商品販売従事者			
販売類似職業従事者			
営業職業従事者			
サービス職業従事者			
介護サービス職業従事者			
生活衛生サービス職業従事者			
飲食物調理従事者			
接客・給仕職業従事者			
その他のサービス職業従事者			
保安職業従事者			
農林漁業従事者			
生産工程従事者			
製品製造・加工処理従事者(金属製品)			
製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)			
機械組立従事者			
機械整備・修理従事者			
製品検査従事者			
機械検査従事者			
生産関連・生産類似作業従事者			
輸送・機械運転従事者			
建設・採掘従事者			
運搬・清掃・包装等従事者			
運搬従事者			
清掃従事者			
その他の運搬・清掃・包装等従事者			
分類不能の職業			

世帯人員

平均世帯人員	
1人	
2人	
3人	
4人	
5人	
6人	
7人以上	

15歳以上世帯人員

15歳以上平均人員	
1人	
2人	
3人	
4人	
5人	
6人	
7人以上	

就業人員

平均就業人員	
0人	
1人	
2人	
3人	
4人	
5人以上	
就業人員不詳	

14 (現職の)従業者規模

D5 前職の従業者規模

項目	種類	1 2 3 4			
		1	2	3	4
1~29人					
1~4人					
5~29人					
5~9人					
10~29人					
30人以上					
30~499人					
30~99人					
100~499人					
500人以上					
500~999人					
1000人以上					
官公					
従業者規模不詳					

II 特定調査票

A1 短時間就業の理由

(月末1週間の就業時間が35時間未満の就業者)

項目	種類	1	2
もともと週35時間未満の仕事			
勤め先や事業の都合			
景気が悪かった			
その他			
自分や家族の都合			
出産・育児のため			
介護・看護のため			
休暇のため			
その他			
その他			
(短時間就業の理由不詳)			

休業者は「休業の理由」

A2 就業時間増減希望の有無

時間数増加希望者	
時間数減少希望者	
時間数増加・減少非希望者	
(就業時間増減希望の有無不詳)	

A3-a 現職についた時期

過去1年間に就業	
----------	--

A3-b 離職期間

1か月以下	
2,3か月	
4,5か月	
6か月～1年未満	
(離職期間不詳)	

A3-c 在職期間

1年未満	
1か月未満	
1～6か月未満	
6か月～1年未満	
1～2年未満	
2～3年未満	
3～5年未満	
5～10年未満	
10～20年未満	
20～30年未満	
30年以上	
平均在職期間	
(在職期間不詳)	

A4 現職の雇用形態についている理由(続き)

(非正規の職員・従業員)

項目	種類	1	2
専門的な技能等をいさせるから			
専門的な技能等をいさせるからのみ			
自分の都合のよい時間に働きたいからもある			
家計の補助・学費等を得たいからもある			
家事・育児・介護等と両立しやすいからもある			
通勤時間が短いからもある			
正規の職員・従業員の仕事がないからもある			
その他もある			
正規の職員・従業員の仕事がないから			
正規の職員・従業員の仕事がないからのみ			
自分の都合のよい時間に働きたいからもある			
家計の補助・学費等を得たいからもある			
家事・育児・介護等と両立しやすいからもある			
通勤時間が短いからもある			
専門的な技能等をいさせるからもある			
その他もある			
その他			
その他のみ			
自分の都合のよい時間に働きたいからもある			
家計の補助・学費等を得たいからもある			
家事・育児・介護等と両立しやすいからもある			
通勤時間が短いからもある			
専門的な技能等をいさせるからもある			
正規の職員・従業員の仕事がないからもある			

A5 転職等希望の有無

項目	種類	1	2
転職等希望者			
求職者			
非求職者			
転職等非希望者			
(転職等希望の有無不詳)			

A6-a 前職の有無(就業者)

項目	種類	1	2
前職あり			
副業として継続			
前職なし			
(前職の有無不詳)			

A6-b 新規就業者・転職者

新規就業者	
転職者	

A4 現職の雇用形態についている理由

(非正規の職員・従業員)

項目	種類	1	2
自分の都合のよい時間に働きたいから			
自分の都合のよい時間に働きたいからのみ			
家計の補助・学費等を得たいからもある			
家事・育児・介護等と両立しやすいからもある			
通勤時間が短いからもある			
専門的な技能等をいさせるからもある			
正規の職員・従業員の仕事がないからもある			
その他もある			
家計の補助・学費等を得たいから			
家計の補助・学費等を得たいからのみ			
自分の都合のよい時間に働きたいからもある			
家事・育児・介護等と両立しやすいからもある			
通勤時間が短いからもある			
専門的な技能等をいさせるからもある			
正規の職員・従業員の仕事がないからもある			
その他もある			
家事・育児・介護等と両立しやすいから			
家事・育児・介護等と両立しやすいからのみ			
自分の都合のよい時間に働きたいからもある			
家計の補助・学費等を得たいからもある			
通勤時間が短いからもある			
専門的な技能等をいさせるからもある			
正規の職員・従業員の仕事がないからもある			
その他もある			
通勤時間が短いから			
通勤時間が短いからのみ			
自分の都合のよい時間に働きたいからもある			
家計の補助・学費等を得たいからもある			
家事・育児・介護等と両立しやすいからもある			
専門的な技能等をいさせるからもある			
正規の職員・従業員の仕事がないからもある			
その他もある			

付録3 労働力調査集計事項一覧

B1 求職方法

項目	種類	1	2	3
<b>(主な求職方法)</b>				
公共職業安定所に申込み				
公共職業安定所に申込みのみ				
民間職業紹介所などに申込みもある				
労働者派遣事業所に登録もある				
求人広告・求人情報誌もある				
学校・知人などに紹介依頼もある				
事業所求人に直接応募もある				
事業開始の準備もある				
その他もある				
民間職業紹介所などに申込み				
民間職業紹介所などに申込みのみ				
公共職業安定所に申込みもある				
労働者派遣事業所に登録もある				
求人広告・求人情報誌もある				
学校・知人などに紹介依頼もある				
事業所求人に直接応募もある				
事業開始の準備もある				
その他もある				
労働者派遣事業所に登録				
労働者派遣事業所に登録のみ				
公共職業安定所に申込みもある				
民間職業紹介所などに申込みもある				
求人広告・求人情報誌もある				
学校・知人などに紹介依頼もある				
事業所求人に直接応募もある				
事業開始の準備もある				
その他もある				
求人広告・求人情報誌				
求人広告・求人情報誌のみ				
公共職業安定所に申込みもある				
民間職業紹介所などに申込みもある				
労働者派遣事業所に登録もある				
学校・知人などに紹介依頼もある				
事業所求人に直接応募もある				
事業開始の準備もある				
その他もある				
学校・知人などに紹介依頼				
学校・知人などに紹介依頼のみ				
公共職業安定所に申込みもある				
民間職業紹介所などに申込みもある				
労働者派遣事業所に登録もある				
求人広告・求人情報誌もある				
事業所求人に直接応募もある				
事業開始の準備もある				
その他もある				
事業開始の準備				
事業開始の準備のみ				
公共職業安定所に申込みもある				
民間職業紹介所などに申込みもある				
労働者派遣事業所に登録もある				
求人広告・求人情報誌もある				
学校・知人などに紹介依頼もある				
事業所求人に直接応募もある				
事業開始の準備もある				
その他もある				
<b>(従な求職方法)</b>				
公共職業安定所に申込み				
民間職業紹介所などに申込み				
労働者派遣事業所に登録				
求人広告・求人情報誌				
学校・知人などに紹介依頼				
事業所求人に直接応募				
事業開始の準備				
その他				
(求職方法不詳)				

B2 失業期間

項目	種類	1	2
3か月未満			
1か月未満			
1～3か月未満			
3か月以上			
3～6か月未満			
6か月～1年未満			
1年以上			
1～2年未満			
2年以上			
(失業期間不詳)			

B3 求職活動時期(完全失業者)

項目	種類	1	2
この1か月間にした			
この1週間にした			
この1か月間しなかった			
(求職活動時期不詳)			

「この1か月間しなかった」は、過去に行った求職活動の結果を待っていて、調査月中に全く求職活動をしなかった者

B4 探している仕事の形態

C3 希望している仕事の形態

項目	種類	1	2
雇われてする仕事			
正規の職員・従業員			
非正規の職員・従業員			
パート・アルバイト			
労働者派遣事務所の派遣社員			
その他			
自営業主			
内職者			
その他			
(探している(希望している)仕事の形態不詳)			
就業内定者は「決まっている仕事の形態」			

B5 仕事につけない理由

項目	種類	1	2
賃金・給料が希望とあわない			
勤務時間・休日などが希望とあわない			
求人の年齢と自分の年齢とがあわない			
自分の技術や技能が求人要件に満たない			
希望する種類・内容の仕事がない			
条件にこだわらないが仕事がない			
その他			
(仕事につけない理由不詳)			

B6,C6 前職の有無

項目	種類	1	2
前職あり			
前職なし			
(前職の有無不詳)			

C1 就業希望の有無

項目	種類	1	2	3	4
就業希望者・就業内定者					
就業希望者					
就業内定者					
就業非希望者					
(就業希望の有無不詳)					

C2 非求職理由

項目	種類	1	2
適当な仕事がありそうにない			
近く(に)仕事がありそうにない			
自分の知識・能力にあう仕事がありそうにない			
勤務時間・賃金などが希望にあう仕事がありそうにない			
今の景気や季節では仕事がありそうにない			
その他			
出産・育児のため			
介護・看護のため			
健康上の理由のため			
その他			
(非求職理由不詳)			

C4 求職活動の有無及び時期(非労働力人口)

項目	種類	1	2
過去1年間に求職活動あり			
この1か月に求職活動あり			
過去1年間に求職活動なし			
(求職活動の有無及び時期不詳)			

C5(C1) 就業可能時期

項目	種類	1	2	3	4
(就業希望者)					
つける					
すぐつける					
2週間以内につける					
3週目を以降につける					
つけない・わからない					
(就業内定者)					
学校卒業後につく					
その他					
4週間以内ににつく					
5週目を以降につく					
(就業可能時期不詳)					

D1 前職の離職時期

項目	種類	1	2	3	4	5	6
3年超に離職							
過去3年間に離職							
1年超3年以内に離職							
1年超に離職							
過去1年間に離職							
6か月超1年以内に離職							
過去6か月間に離職							
(前職の離職時期不詳)							

D2-b 前職の雇用形態

項目	種類	1	2
正規の職員・従業員			
非正規の職員・従業員			
パート・アルバイト			
労働者派遣事業所の派遣社員			
契約社員・嘱託			
その他			
(前職の雇用形態不詳)			

D6 前職の離職理由

項目	種類	1	2
会社倒産・事業所閉鎖のため			
人員整理・勤続退職のため			
事業不振や先行き不安のため			
定年又は雇用契約の満了のため			
より良い条件の仕事を探すため			
結婚・出産・育児のため			
介護・看護のため			
家事・通学・健康上の理由のため			
その他			
(前職の離職理由不詳)			

E1 教育

項目	種類	1	2	3	4	5	6	7	8
在学中									
小学・中学・高校									
短大・高専									
大学・大学院									
卒業									
小学・中学・高校・旧中									
短大・高専・大学・大学院									
短大・高専									
大学・大学院									
大学									
大学院									
在学したことがない									
(教育不詳)									

E2 仕事からの収入

項目	種類	1	2
収入なし			
100万円未満			
50万円未満			
50～99万円			
100～199万円			
100～149万円			
150～199万円			
200～299万円			
300～399万円			
400～499万円			
500～699万円			
700～999万円			
1000～1499万円			
1500万円以上			
(仕事からの収入不詳)			

## 付録4 労働力調査規則

	昭和58年8月29日	総理府令第23号
改正	昭和59年6月29日	総理府令第35号
改正	平成元年5月10日	総理府令第23号
改正	平成3年10月11日	総理府令第38号
改正	平成4年11月30日	総理府令第52号
改正	平成11年10月15日	総理府令第55号
改正	平成12年3月30日	総理府令第33号
改正	平成12年8月14日	総理府令第90号
改正	平成13年9月6日	総務省令第116号
改正	平成15年3月18日	総務省令第116号
改正	平成19年12月19日	総務省令第150号
改正	平成20年12月10日	総務省令第141号
改正	平成24年5月10日	総務省令第48号

(趣旨)

第1条 統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）

第2条第4項に規定する基幹統計である労働力統計を作成するための調査（以下「労働力調査」という。）の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

第2条 労働力調査は、国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。

(定義)

第3条 この省令において「抽出単位」とは、一の世帯が居住することができる建物又は建物の一部をいう。

2 この省令において「世帯」とは、同一の抽出単位に居住し、かつ、生計を共にする者の集まり又は独立して生計を営む単身者をいう。

3 前項の規定にかかわらず、同項の世帯と同一の抽出単位に居住し、独立して生計を営む単身者で、その世帯の家事又は営業のために使用されるものは、当該世帯を構成する者とみなす。

4 この省令において「世帯員」とは、世帯を構成する各人をいう。

5 この省令において「世帯主」とは、世帯を主宰する世帯員をいう。

(調査日)

第4条 労働力調査は、毎月末日現在によつて行う。ただし、12月は、同月26日現在によつて行う。

(調査の対象)

第5条 労働力調査は、総務大臣の指定する国勢調査の調査区(以下「調査区」という。)内に第4条の調査日に現在する抽出単位のうちから総務大臣の定める方法により都道府県知事が選定した抽出単位に居住する世帯(以下「調査世帯」という。)の世帯員について行う。

2 前項の世帯員は、当該抽出単位に居住した期間及び居住しようとする期間を通算した期間が3月を超える者とする。ただし、次の各号に掲げる者は、居住の期間にかかわらず、それぞれ当該抽出単位に居住する者とし、病院又は診療所である抽出単位に入院し、又は入所してからの期間が3月を経過しない者は、当該抽出単位に居住した期間及び居住しようとする期間を通算した期間が3月を超えないものとみなす。

(1) 同一場所に居住した期間及び居住しようとする期間を通算した期間の3月を超える場所が他にない者で、当該抽出単位に居住しているもの

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために当該抽出単位に宿泊しているもの

(3) 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいて、当該抽出単位に生活の本拠を有するもの

(4) 病院又は診療所に入院し、又は入所してからの期間が3月を経過しない者で、当該抽出単位に生活の本拠を有するもの

3 第1項の規定により選定した抽出単位は、2月継続するものとする。

(調査事項等)

第6条 労働力調査は、総務大臣の定める様式による調査票により次に掲げる事項を調査する。



- (1) 全ての世帯員に関する事項
  - イ 男女の別
  - ロ 出生の年月
  - ハ 世帯主との続柄
- (2) 15歳以上の世帯員に関する事項
  - イ 氏名
  - ロ 配偶の関係
  - ハ 在学，卒業等教育の状況に関する事項
  - ニ 収入に関する事項
  - ホ 就業又は不就業の状態に関する事項
  - ヘ 所属の事業所の名称，経営組織及び事業の種類
  - ト 所属の企業全体の従業者数
  - チ 仕事の種類
  - リ 従業上の地位
  - ヌ 就業時間及び就業日数
  - ル 前職に関する事項
- (3) 世帯に関する事項
  - イ 世帯員の数
  - ロ 世帯員の異動状況

2 総務大臣は，前項の様式を定めたときは告示する。

## 第7条 削除

(統計調査員)

第8条 労働力調査の事務に従事させるため、法第14条に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力（第3項に規定する指導員にあつては、次項及び第3項に規定する事務を適正に執行する能力）を有する者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。

- (1) 国税徴収法(昭和34年法律第147号)第2条第11号に規定する徴収職員及び地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第1項第3号に規定する徴税吏員
- (2) 警察法(昭和29年法律第162号)第34条第1項及び第55条第1項に規定する警察官

2 統計調査員は，都道府県知事の指揮監督を受けて，担当調

査区(都道府県知事から指定された調査区をいう。以下同じ。)内にある調査世帯に係る調査票の配布及び取集, 関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

- 3 前項の規定にかかわらず, 都道府県知事の指定する統計調査員(以下「指導員」という。)は, 都道府県知事の指揮監督を受けて, 統計調査員(指導員を除く。以下「調査員」という。)に対する指導, 調査票その他関係書類の検査, 実地検査票の作成及びこれらに附帯する事務を行うものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず, 特別の事情により調査員が第2項の事務の一部を行うことができないときは, 都道府県知事の定めるところにより, 指導員が当該事務を行うものとする。
- 5 都道府県知事は, 統計調査員を設置したときは, 当該統計調査員の氏名その他総務大臣の定める事項を総務大臣に報告するものとする。

(統計調査員の身分を示す証票)

第9条 都道府県知事は, 統計調査員に対し, その身分及び指導員又は調査員の別を示す証票を発行し, 交付するものとする。

- 2 統計調査員は, その事務を行うときは, 前項の証票を携帯し, 必要に応じてこれを提示しなければならない。

(調査の方法)

第10条 労働力調査は, 調査員(第8条第4項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。次条及び第14条において同じ。)が調査票を担当調査区内の調査世帯ごとに配布し, 及び取集し, 並びに質問することにより行う。

(報告の義務及び方法)

第11条 労働力調査に当たっては, 第6条第1項各号に掲げる事項のうち, 同項第1号に掲げる事項については調査世帯の世帯員が, 同項第2号に掲げる事項については調査世帯の15歳以上の世帯員が, 同項第3号に掲げる事項については調査世帯の世帯主がそれぞれ報告しなければならない。

- 2 調査世帯の世帯主又はこれに準ずる者は, 前項の規定により報告すべき者に代わつて当該報告を行うことができる。
- 3 前2項の規定による報告は, 調査票に記入し, 当該調査票

の取集に応じ、及び調査員の質問に答えることにより行うものとする。

(調査票等の提出)

第 12 条 調査員及び指導員は、都道府県知事に対しその定める期限までに、都道府県知事は、総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票その他関係書類を提出しなければならない。

(結果の公表)

第 13 条 総務大臣は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

(実地検査)

第 14 条 指導員は、調査員の担当した調査区のうち、総務大臣の指定する調査区において、総務大臣の定める方法により当該調査員が行った事務を実地に検査し、実地検査票の作成その他これに附帯する事務を行い、及び都道府県知事に対しその定める期限までに実地検査票その他の関係書類を提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により指導員が提出した実地検査票その他の関係書類を審査し、総務大臣に対しその定める期限までに提出しなければならない。

(調査票等の保存)

第 15 条 総務省統計局長は調査票を 1 年間、調査票の内容(第 6 条第 1 項第 2 号イに掲げる事項に係る部分を除く。)が転写されている電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。)及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

附 則

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
- 2 この府令の施行前に改正前の労働力調査規則第 5 条第 2 項の規定により既に調査を開始している調査区において行うこの府令の施行後の調査については、なお従前の例による。

附 則

この府令は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この府令は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 この府令の施行の際現に労働力調査規則第5条第3項の規定により継続している抽出単位におけるこの府令の施行後の調査については、なお従前の例による。

附 則

この府令は、平成5年2月1日から施行する。

附 則

この府令は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この府令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。

附 則

この省令は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この省令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日(平成19年12月26日)から施行する。

附 則

第1条 この省令は、統計法の施行の日(平成21年4月1日)から施行する。

第5条 この省令の施行の際現に第14条の規定による改正前の労働力調査規則第11条の規定により労働力調査の申告を求められている者は、第14条の規定による改正後の労働力調査規則第11条の規定により労働力調査の報告を求められた者とみなす。

附 則

この省令は、平成25年1月1日から施行する。

付録5 労働力調査層別調査区数一覧  
(層別国勢調査区数)

大分類	分類符号		層化基準	2010年国勢調査	
	大分類	小分類		調査区数	ウエイト計
I	02		後置番号が4と8以外で人口が0の調査区	16,900	16,900
	03		後置番号が4と8以外で換算世帯数が15以下の調査区	30,822	30,822
	04	01	学生の寮・寄宿舎(ただし、50人以上の世帯)のある標本単位区	1,618	4,627
	04	02	病院・療養所(ただし、50人以上の世帯)のある標本単位区	3,847	13,677
	04	03	社会施設(ただし、50人以上の世帯)のある標本単位区	11,536	28,644
II	04	04	後置番号が4のうち、0402、0403層のいずれにも属さない標本単位区、又は後置番号が4と8以外で15歳以上人口に占める「病院・療養所」の入院者と「社会施設」の入所者の計(50人未満)の比が0.5以上の標本単位区	6,991	9,042
	05		漁業の就業者の比が0.2以上の調査区	1,356	3,976
	06		漁業の就業者の比が0.1以上0.2未満の調査区	2,467	7,370
	11		農林業の就業者の比が0.1以上0.3未満の調査区	43,608	138,658
III	10		農林業の就業者の比が0.3以上の調査区	6,582	17,794
	04	21	寮などに住む製造業の就業者が50人以上の標本単位区	1,037	3,321
	04	22	製造業の世帯の比が0.3以上の標本単位区	1,725	5,479
	14		製造業の雇用者の比が0.3以上の調査区	4,091	13,769
	20		製造業の雇用者の比が0.2以上0.3未満の調査区	24,901	92,707
IV	21		製造業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区	183,381	667,096
	04	11	寮などに住む建設業の就業者が50人以上の標本単位区	67	178
	04	12	建設業の世帯の比が0.2以上の標本単位区	224	670
	15		建設業の雇用者の比が0.1以上の調査区	11,474	35,322
V	07		建設業、製造業の業主の比が0.1以上の調査区	129	357
	04	31	寮などに住む卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業の就業者が50人以上の標本単位区	61	156
	04	32	卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業の世帯の比が0.3以上の標本単位区	193	534
	08		卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業の業主の比が0.1以上の調査区	2,760	6,909
	17		卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業の雇用者の比が0.2以上の調査区	24,717	73,854
VI	22		卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区	278,609	941,151
	04	61	寮などに住む医療、福祉の就業者が50人以上の標本単位区	99	264
	04	62	医療、福祉の世帯の比が0.4以上の標本単位区	145	358
	16		医療、福祉の雇用者の比が0.1以上の調査区	55,390	190,298
	04	71	寮などに住む学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業の就業者が50人以上の標本単位区	84	258
	04	72	学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業の世帯の比が0.4以上の標本単位区	883	2,506
VII	18		学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業の雇用者の比が0.2以上の調査区	4,222	12,141
	23		学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区	65,947	215,412
	09		情報通信業、運輸業、郵便業、金融・保険業、不動産業、物品貸貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業の業主の比が0.1以上の調査区	973	2,352
	04	41	寮などに住む金融・保険業、不動産、物品貸貸業の就業者が50人以上の標本単位区	46	111
VIII	04	42	金融・保険業、不動産、物品貸貸業の世帯の比が0.2以上の標本単位区	443	1,317
	13		金融・保険業、不動産、物品貸貸業の雇用者の比が0.1以上の調査区	6,755	20,344
	04	51	寮などに住む電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業の就業者が50人以上の標本単位区	220	629
	04	52	電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業の世帯の比が0.3以上の標本単位区	1,261	3,901
	19		電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業の雇用者の比が0.1以上の調査区	38,509	123,245
	04	81	寮などに住む公務の就業者が50人以上の標本単位区	121	385
	04	82	公務の世帯の比が0.4以上の標本単位区	2,937	9,198
	12		公務の就業者の比が0.1以上の調査区	4,738	15,730
	04	91	後置番号が8の調査区のうち、上記のいずれにも属さない標本単位区	4,238	6,311
	04	92	後置番号が4と8以外で給与住宅に住む一般世帯数の比が0.5以上の調査区のうち、上記のいずれにも属さない標本単位区	590	1,646
IX	04	93	後置番号が4と8以外で15歳以上人口に占める15歳以上準世帯人員の比が0.5以上の調査区のうち、上記のいずれにも属さない標本単位区	912	2,305
	98		東日本大震災に伴い建設された応急仮設住宅のある調査区	721	2,588
	99		上記のいずれにも属さない調査区	162,999	522,324
合計				1,011,329	3,246,634

※産業大分類は、2010年国勢調査産業大分類を用いた。

※2つ以上の大分類基準に該当する調査区は層符号98を最優先し、次に層符号04を優先して分類した。それ以外については層符号の若い方に分類した。ただし、小分類の場合は、分類属性の多いものの方に分類した。

※ウエイトについては、第6章の2を参照されたい。

付録5 労働力調査層別調査区数一覧

労働力調査では、標本調査区の抽出を地域、層（合併後）ごとに行うが、調査区のウエイトの合計が小さい層などは特性が類似している層と合併<sup>※</sup>して配分数を決定した。なお、標本調査区の抽出は8組の副標本に分けて行うため、毎月の標本調査区数は、8の倍数に調整している（02、03、0401、0402、0403、0404層は合計で8調査区としている）。

(地域別標本調査区数)

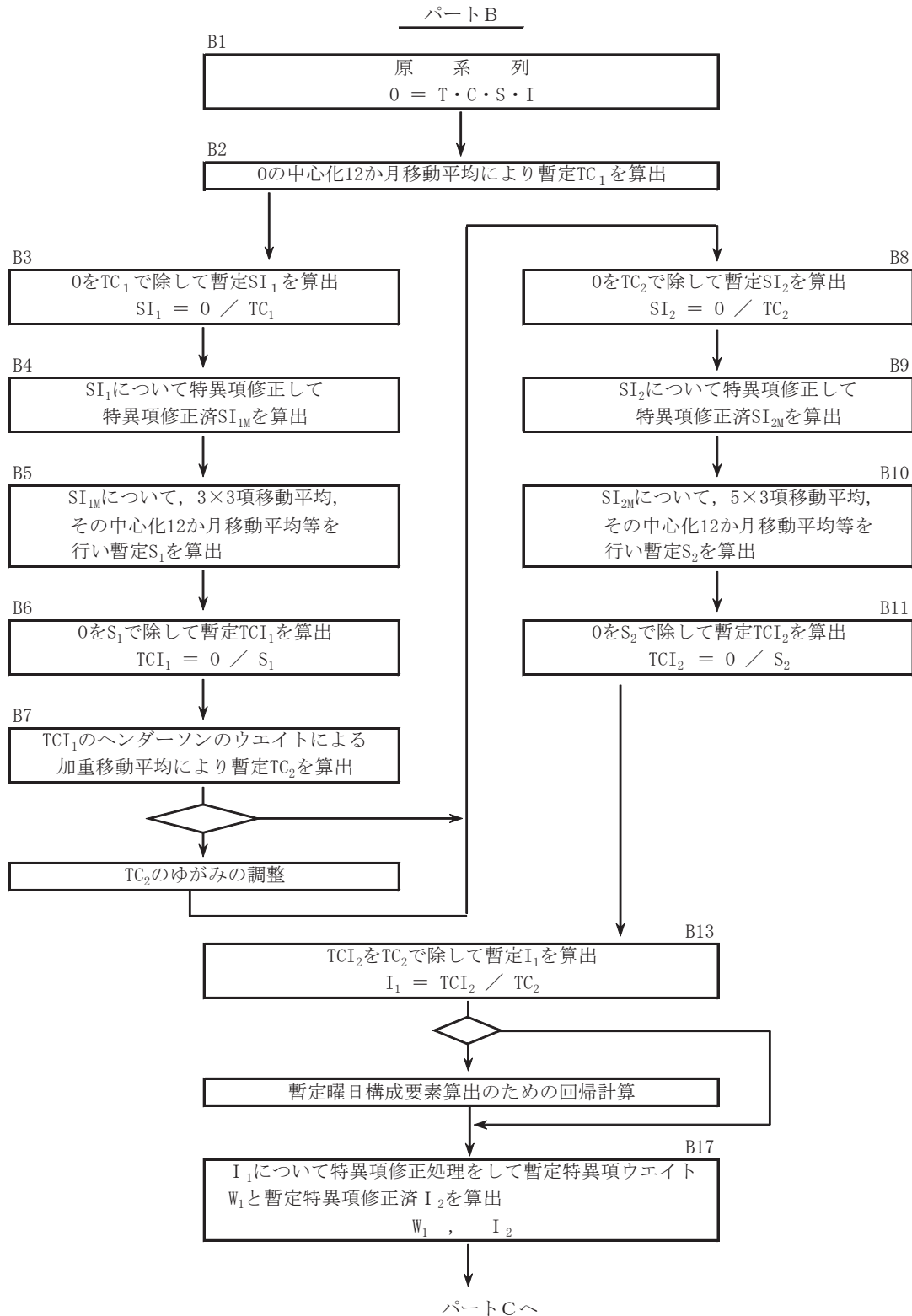
	分類符号		北海道	東北	南関東	北関東・甲信	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄								
	大分類	小分類																			
I	02		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
	03		3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2								
	04	01	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
	04	02	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2								
	04	03	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
	04	04	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
II	05		8	32	8	24	8	8	8	16	16	24	8								
	06																				
	11											8									
	10																				
III	04	21	8	48	8	16	8	40	8	8	24	32	8								
	04	22																			
	14																				
	20				72	88	56	120	88	48											
	21																				
IV	04	11	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8								
	04	12																			
	15																				
	07																				
V	04	31	8	8	8	40	8	16	8	8	40	8	56								
	04	32																			
	08																				
	17				40	48	120	48													
	22																				
VI	04	61	16	16	8	8	16	16	16	16	16	40	8								
	04	62																			
	16																				
	04	71			72	16	16	16	24	24		16		16							
	04	72																			
	18																				
	23																				
09																					
VII	04	41	8	8	8	8	8	8	16	16	16	8	40								
	04	42																			
	13																				
	04	51			56																
	04	52																			
	19																				
	04	81			8																
	04	82																			
	12																				
	04	91			32							32		120	24	16	24	88	24	32	48
	04	92																			
	04	93																			
98																					
99																					
合計		176	232	600		240	176	312	392	200	152		288								

注)標本調査区の抽出の際、産業特性が類似している層符号をI～VII別に合併している。  
 I：特殊層（産業特性では層化していない）  
 II：農林業、漁業に従事する就業者の多い世帯の層  
 III：製造業に従事する就業者の多い世帯の層  
 IV：建設業に従事する就業者の多い世帯の層  
 V：卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業に従事する就業者の多い世帯の層  
 VI：V以外のサービス業に従事する就業者の多い世帯の層  
 VII：その他（公務員の多い層やどの層にも分類されない層など）の層

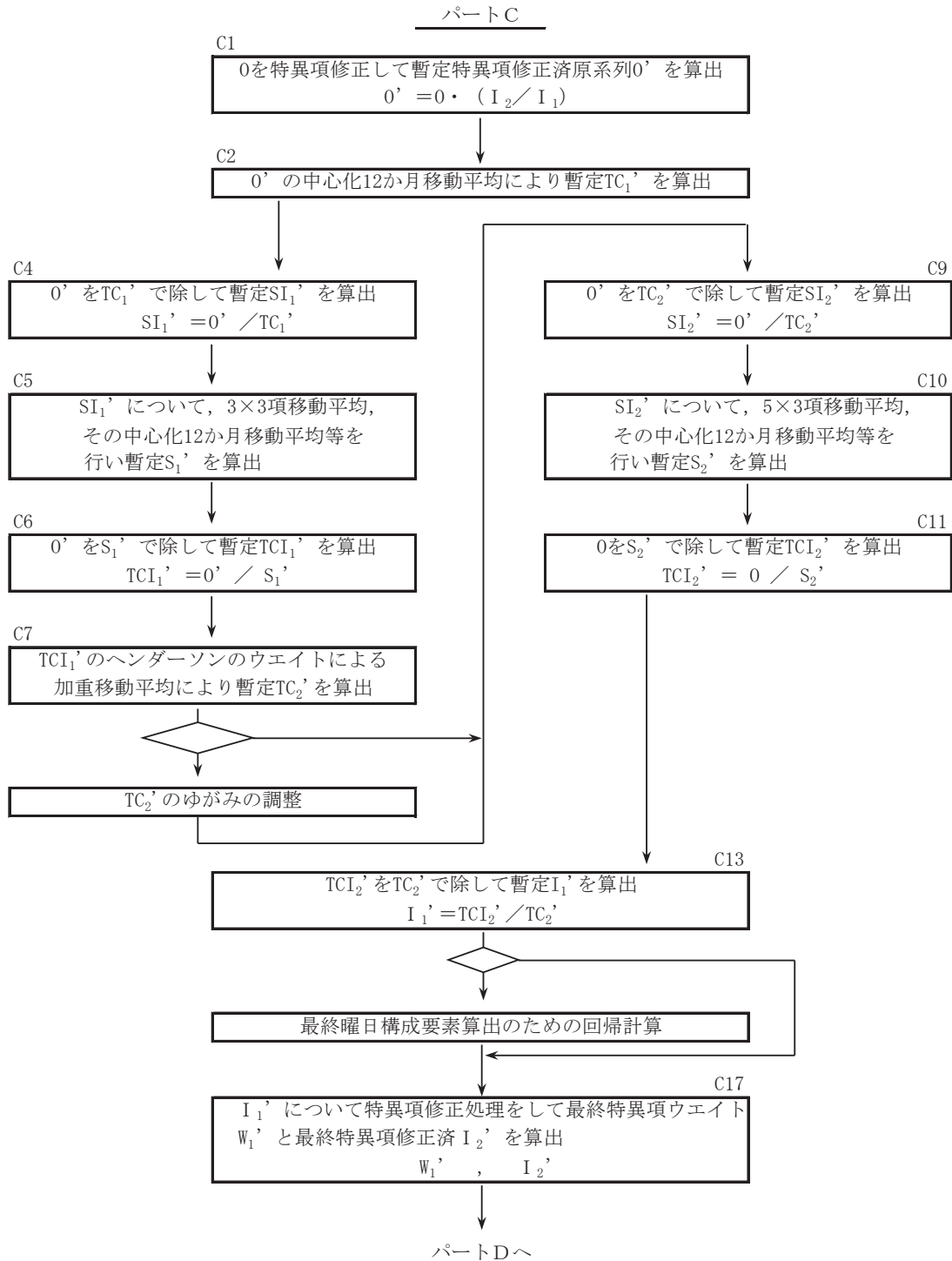
## 付録6 センサス局法の概要

### (1) センサス局法 (X-11) の計算手順

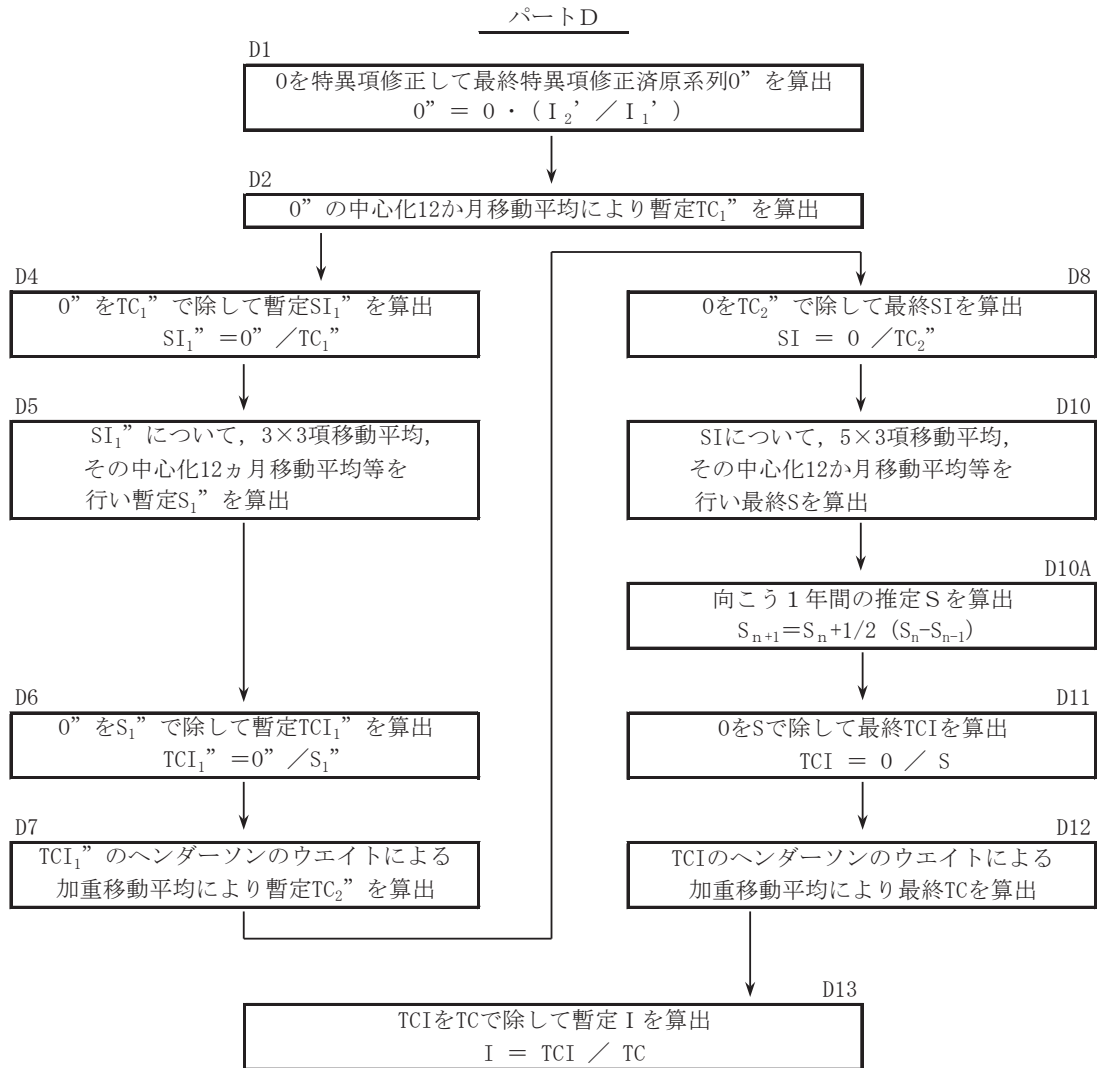
センサス局法 (X-11) は系列の事前調整を行うパートAから、図表を作成するパートGまでの七つの部分に分けられている。ここでは、季節調整を行うパートBからDまでの計算手順を示す。



付録6 センサス局法の概要







## (2) 特異項の修正方法

### ① 特異項の認定方法

5か年間（60か月分）の不規則要素の標準偏差( $\sigma$ )を算出し、この標準偏差を5か年間の中心年に対応させ、その平均値を基準にして標準偏差のプラスマイナス 2.5（標準型の場合）倍以上の範囲にある不規則要素を除外する。次に除外されなかった残りの不規則要素について再度標準偏差を算出し、特異項認定の管理限界をその標準偏差を基準として設定する。標準的な処理では、この管理限界を下限は 1.5 倍、上限は 2.5 倍とし、不規則要素が 2.5 倍を超える値は、純然たる特異項として認定してゼロのウェイトを付し、1.5 倍以内の値は 1.0 のウェイトを付す。2.5～1.5 倍の間にある値は、ゼロ（2.5 倍に対応）から 1.0（1.5 倍に対応）に至るまで直線的に増加するウェイトを付して次の方法により特異項を修正する。

## ② 特異項の処理方法

上記により算出された特異項修正ウエイト等により，暫定季節・不規則要素及び原系列に対する特異項修正を次のように行う。

## ア 暫定季節・不規則要素の特異項修正処理

特異項修正ウエイトが1.0より小さい月については，その前後の年の特異項修正ウエイトが1.0である季節・不規則要素の各2項と，当該月の季節・不規則要素にその特異項修正ウエイトを乗じた値の計5項の加重平均値で置き換える。

## イ 暫定不規則要素及び原系列の特異項修正処理

次式により，特異項修正済不規則要素を算出する。

$$\left( \begin{array}{c} \text{特異項修正済} \\ \text{不規則要素} \end{array} \right) = \left( \begin{array}{c} \text{特異項修正} \\ \text{ウエイト} \end{array} \right) \times \left\{ \left( \begin{array}{c} \text{暫定} \\ \text{不規則要素} \end{array} \right) - 1.0 \right\}$$

これにより，原系列を次式により特異項修正して特異項修正済原系列を算出する。

特異項修正済原系列

$$= \text{原系列} \times \frac{\text{特異項修正済不規則要素}}{\text{暫定不規則要素}}$$

## (3) 移動平均の項数の選択

## ① すう勢・循環要素を算出するための移動平均

すう勢・循環要素の算出に当たっては，ヘンダーソンのウエイトによる加重移動平均を用いている。その移動平均項数は，13項のヘンダーソンのウエイトによる加重移動平均により求めた仮のすう勢・循環要素の対前月変化率に対する不規則要素の対前月変化率の相対的な大きさによって9項，13項，23項の中から選択される。また，移動平均の項数は，利用者が選択的に指定することができる。

ここで用いるヘンダーソンの項数とそのウエイトは次表のとおりである。

不規則要素の対前月変化率 すう勢・循環要素の対前月 変化率	移動平均 項数	ウェイト (対象ウェイトなので前半のみ示す)
0.00～0.99	9項	-.041, -.010, .119, .267, .330
1.00～3.49	13項	-.019, -.028, 0, .066, .147, .214, .240
3.50以上	23項	-.004, -.011, -.016, -.015, -.005, .013, .039, .068, .097, .122, .138, .148

## ② 季節要素を算出するための移動平均

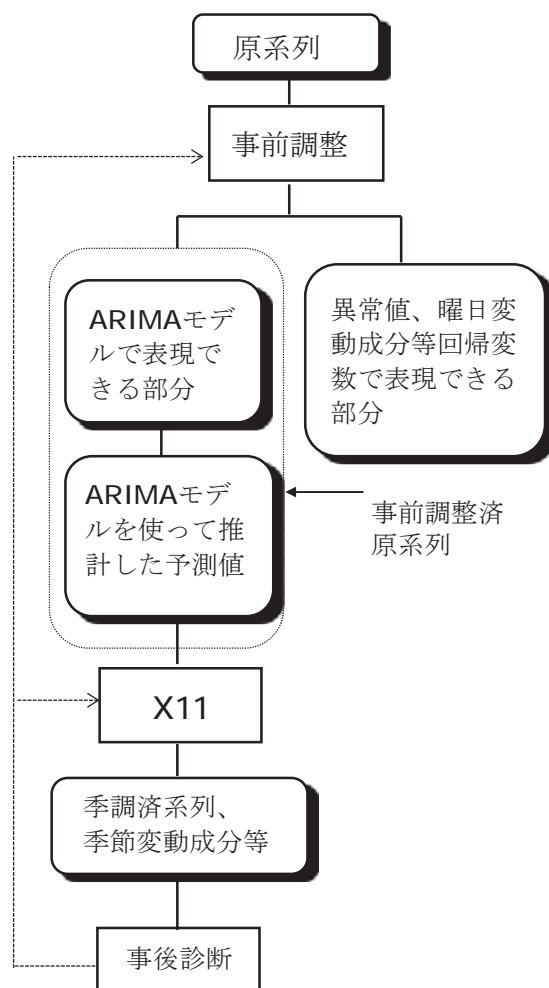
季節・不規則要素から季節要素を算出する時に、標準的な処理では、各月ごとに各パートの前段では3×3項移動平均、後段では5×3項移動平均を行っている。しかし、季節要素の推計に使用する移動平均項数の大きさは季節変動調整計算には重要な問題である。そこで利用者が各系列に対し、1×3項、3×3項、5×3項、9×3項、全平均の5種類から各系列に適した項数を選ぶことができる。

## (4) reg-ARIMA モデルについて

労働力調査では、(労働力人口, 就業者, 雇用者, 完全失業者, 非労働力人口, 完全失業率)×(男女計, 男, 女)の計18系列についてセンサス局法(X-12-ARIMA)のreg-ARIMAモデルを導入し、その他の系列についてはX-11デフォルトによる季節調整値を公表している。

reg-ARIMAモデルは、X-12-ARIMAにおいて追加された機能のひとつで、レベルシフトや異常値および曜日変動を捉えるための回帰変数をARIMAモデル<sup>注)</sup>に組み込んだ時系列モデルである。X-11による季節調整パートの処理の前に、設定された回帰変数を用いて原系列から異常値等を除去し、当該系列の末端にARIMAモデルによる予測値を付加した「事前調整済系列」を推計する。この「事前調整済系列」に対してX-11による季節調整を行うことにより、異常値、レベルシフト等の要因によるゆがみが軽減され、季節調整値の安定性が向上する。

注) ARIMAモデルとは、階差をとった時系列データについて、自己の過去の値の加重和(ARモデル)及び現在並びに過去の各期に独特なランダム要素の加重和(MAモデル)として表現したモデルで、非定常な時系列の分析において広く用いられている。



(日本銀行「X-12-ARIMA」操作マニュアルより引用)

reg-ARIMA モデルについては、毎年の季節調整値改定時に検証している。ARIMA モデルの階差次数・季節階差次数はそれぞれ 1 に固定し、他の次数は 2 以下の範囲内で AIC(赤池情報量基準)の最小となるモデルを選定している。回帰変数は、一部の主要系列において、2008 年後半からのリーマン・ショックに伴う世界同時不況の影響のある期間及び 2011 年 3 月の東日本大震災に係る期間について設定している。

適用している reg-ARIMA モデルの詳細については、以下統計局ホームページを参照。

◆季節調整値の算出方法

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/kisetsu/index.htm>

## 付録7 ILO 第19回国際労働統計家会議における決議（仮訳）（抄）

### 仕事、就業及び未活用労働の統計に関する決議

#### 序文

第19回国際労働統計家会議は、第13回会議（1982年）で採択された「経済活動人口、就業、失業、不完全就業の統計に関する決議」と第18回会議（2008年）で採択された当該決議の第5項の改正、第16回会議（1998年）で採択された「不完全就業及び不十分な就業状態の測定に関する決議」及び同会議で承認された「就業・失業統計における長期休業者の取り扱いに関する指針」並びに第14回会議（1987年）で承認された「就業及び失業の測定に対する雇用促進計画の影響に関する指針」を見直し、1985年の国際労働統計条約（第160号）の要件及びこれに付随する1985年の労働統計勧告（第170号）並びに、とりわけ、国民経済計算、労働時間、雇用関連所得、児童労働、従業上の地位及びインフォーマルの雇用（informal employment）に関する他の国際統計基準との一貫性の必要性を想起し、現行の基準を改訂かつ拡大して、あらゆる形態の労働及びあらゆる経済部門、あらゆる未活用労働、及び様々な労働形態の相互関係にかかる全ての人について、より優れた統計的測定を可能にするために、かつ、これまで国際的に定義されていたものよりも広範な一連の測定尺度（measure）に関する指針を定めて、いかなる発展段階にある国と領域<sup>1</sup>に対しても基準の妥当性と有用性を高める必要性を認識し、統計の国際比較可能性を高めるためのそれらの基準の有用性並びにディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）及び世帯と社会一般の福祉の測定に役立つことへの関心を高めることにより、ポスト2015年の開発アジェンダ及び男女平等の実現を支援し、容易にする、ある国における労働の測定尺度の妥当性はその国の社会、労働市場及び利用者のあらゆるニーズに左右されること、よって、それらの測定尺度の採用は、ある程度、国内の状況によって決定されることを認識し、本日2013年10月11日、1982年と2008年の両決議、1998年の決議の第8項(1)と第9項(1)、及び上記で述べた1987年と1998年の両指針に代わるものとして以下の決議を採択する。

#### 目的及び範囲

1. 本決議の目的は、労働統計のための基準を設定し、各国がこの領域における

---

<sup>1</sup> 以下「各国」という。

自国の現行の統計プログラムを更新し、統合するための指針を提供することである。本決議は、参考のために「労働（work）」の統計的概念を定義し、かつ、以下に関する運用上の概念、定義及び指針を定めている。

- (a) 労働形態とみなされる労働活動の明確なサブセット
  - (b) 自己の就業状態と主な労働形態に照らした関連する人口の分類
  - (c) 未活用労働の測定尺度
2. これらの基準は、共通の概念と定義に基づいた総合的な国内の（統計）体系の一部として、様々な目的に応じた労働統計サブセットの作成を容易にするはずである。
3. 各国は、国内の固有のニーズと状況を考慮して、様々な統計利用者のための適切な情報基盤を提供するために、労働力統計を含め、自国の労働統計体系の構築を目指すべきである。この労働統計体系は、多くの目的、とりわけ、以下を達成するように考案されるべきである。
- (a) 雇用創出、所得創出、職業教育・職業訓練を含む技能開発、及び関連するディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）政策に関する経済的及び社会的な政策とプログラムの企画・実施・評価のために、労働市場及び失業を含む未活用労働を観察すること。
  - (b) 既存の「サテライト」勘定を含む国民生産勘定への労働又は労働力の投入量、並びに経済の発展、世帯及び個人と社会の福祉（well-being）に関するあらゆる労働形態による貢献を推定するために、あらゆる労働形態への参加に関する総合的な測定を提供すること。
  - (c) 女性・男性・若者・子供・移住者等の人口グループ及び政策的に特別な懸念があるその他のグループ間の様々な労働形態への参加を評価し、様々な労働形態と、それによる経済的及び社会的な成果との間の関係を調査すること。
4. これらの目的に資するために、労働統計体系は、統計の多様な利用者の意見を聞き、かつ他の経済統計及び社会統計と調和するように構築されるべきである。また、短期的なニーズのためには最新の統計、構造的及び綿密な分析のためにより長期の間隔をおいて収集した統計、そしてベンチマークデータとしても提供できるように設計すべきである。
- (a) 概念並びに調査項目、測定頻度及び／又は公表時期については、国内の状況との関連性と入手できる情報源によって選択し、決定する。
  - (b) 各国は、第56項に推奨するように、データの収集と報告のための適切な戦略を確立して、労働統計体系の進展と持続可能性を確保すべきである。
5. 自国の労働統計の構築において、各国は国際比較可能性を高め、労働市場の

分析並びに経済的及び社会的な分析、さらに、その動向と差異を評価できるように、とりわけ労働力、未活用労働及び様々な労働形態の測定のためにこれらの基準を取り入れるよう努力すべきである。

## 参照概念

6. 「労働（Work）」は、他者又は自身の使用のための財を製造又はサービスを提供するために、年齢性別を問わない人によって行われる活動からなる。
  - (a) 「労働」は、フォーマル又はインフォーマルであるか又は活動の合法性に関係なく定義されている。
  - (b) 「労働」には、財又はサービスの産出を伴わない活動（例：物乞い、盗み）、セルフケア（例：自身の身繕いと衛生管理）及び自分自身のために他者が遂行することができない活動（例：睡眠、学習、自分の娯楽のための活動）は含まれない。
  - (c) 「労働」の概念は、2008年の国民経済計算体系（SNA）に定義されている一般的生産境界と、以下のものとを区別している経済単位に関するSNAの概念に準拠している。
    - (i) 市場単位（すなわち、法人企業、準法人企業、非法人の家内企業）
    - (ii) 非市場単位（すなわち、政府、対家計非営利団体）
    - (iii) 自己の最終使用のために財又はサービスを産出している世帯
  - (d) 「労働」は、いかなる種類の経済単位によっても行われる。
7. 様々な目的に見合うために、5つの互いに排反する労働形態が特定されていて、個別の測定を可能にしている。これらの労働形態は、以下に示すように、生産物の仕向先（自己の最終使用のため、又は、他者、すなわち他の経済単位による使用のため）と取引の性質（金銭的又は非金銭的な取引、及び移転）を基に区別されている。
  - (a) 自己の最終使用のための財とサービスの産出からなる自己使用のための生産労働
  - (b) 有償で他者のために行う労働からなる被雇用労働
  - (c) 職場体験又は技能を習得するために無償で他者のために行う労働からなる無償の研修生労働
  - (d) 無償で他者のために行う非強制的な労働からなるボランティア労働
  - (e) その他の労働活動（本決議に定義されていないもの）
8. 上記の「その他の労働活動」には、裁判所又は類似した機関から命じら

れた際の囚人による地域社会への奉仕活動及び無償労働並びに無償の兵役又は代替的な民間役務が含まれる。これらは、測定においては、特別な労働形態（無償で他者のために行う強制労働など）として扱うことができる。

9. 並行して、又は連続して一つ以上の労働形態に従業する人もいる。すなわち、従業する、ボランティア活動を行う、無償の研修生労働を行う、及び／又は自己使用のために生産することを組み合わせて行うことができる。
10. 自己使用のための財の生産、就業、無償の研修生労働、ボランティア労働の一部、及び「その他の労働活動」が、2008年のSNAの生産境界内の国民生産勘定作成の基本となっている。自己使用のためのサービスの提供とボランティア労働の残りの部分、一すなわち、2008年のSNAの生産境界外であるが一般的生産境界内にある部分一で国民生産勘定は完成する。

（図表1）

図表1. 労働形態と2008年国民経済計算体系

生産物の仕向先	自己の最終使用		他者による使用				
	自己使用のための生産労働		就業（有償労働）	無償の研修生労働	その他の労働活動	ボランティア労働	
労働形態	サービス	財				市場及び非市場の単位において	財
2008年SNAとの関係			SNA 生産境界内の活動				
			SNA 一般的生産境界内の活動				

### 一定年齢以上人口の分類

11. 第65項に述べている一定年齢以上人口の有用な分類は、労働市場及び様々な労働形態への参加に沿って作成することができる。
12. 次に示す就業状態に従って、第19項(a)に述べている短期参照期間に分類される。
  - (a) 第27項に定義する就業者
  - (b) 第47項に定義する失業者、又は
  - (c) 第16項に定義する非労働力人口、及び前述の地位のなかで、第51項に定義する潜在的労働力人口
13. 就業者が他の2つの分類よりも優先され、失業者が非労働力人口よりも優先される。そのため、就業状態に関する3つの分類は、互いに排反し、漏れがない。就業者と失業者の合計が労働力人口に等しい。非労働力人口は、短期参照期間において就業者でも失業者でもない一定年齢以上人口の人



である。

14. さらなる社会的分析に役立てるために、短期又は長期の参照期間に対して、以下の状況であるとして自己申告された主な労働形態に従って分類することもできる。
  - (a) 主に自己使用のための生産労働に従事
  - (b) 主に就業している
  - (c) 主に無償の研修生労働に従事
  - (d) 主にボランティア労働に従事
  - (e) 主に他の労働形態に従事
  - (f) 専ら非生産的活動に従事
15. これらの主な労働形態のカテゴリーは互いに排反している。非生産的活動よりも労働活動が優先され、異なる労働形態の中では、主な形態とみなされるものが優先される。

#### 未活用労働の測定尺度

40. 未活用労働とは、労働力の供給と需要間の不釣り合いを指し、これが人口間の就業に対する要求を満たさない状況を生み出す。未活用労働の測定尺度には以下のものが含まれるが、これらに限るものではない。
  - (a) 時間関連の不完全就業。就業者の労働時間が、彼らが従事することを希望していて、かつ現状に代えて、従事可能な就業状況と比べて不十分である場合。
  - (b) 失業。その労働形態への就業が可能な失業者による積極的な求職を反映させる。
  - (c) 潜在的労働力。その労働形態への関心を示している失業者だが、現在の状況が彼らの積極的な求職及び／又は就業を制限していることを指す。
41. これらの測定尺度は、労働市場の観察のための主要な指標を作成する基礎である。より包括的な評価という点では、これらの尺度は、第76項に推奨するように、労働市場に関連するその他の指標、とりわけ、関連する国際統計基準に従った技能関連の不完全就業及び所得関連の不完全就業と一緒に使用することができる。
42. 個人レベル及び経済レベルでの未活用労働のその他の側面は、技能のミスマッチと、特に自営業者の間での労働時間の削減である。

## 時間関連の不完全就業

43. 時間関連の不完全就業者は、短期参照期間中において、より多くの時間の労働を希望した人、自身の全ての職の労働時間が定められた時間のしきい値よりも少なかった人、及びより多くの労働機会を与えられたならば、より多くの時間の労働が可能であった全ての人として定義されている。この場合、
- (a) 「労働時間」の概念は、測定の目的（短期又は長期の状況）及びその国際統計基準に従い、実際に労働した時間又は通常働いた時間である。
  - (b) 「より多くの時間」とは、同一の職、追加の職、又は交替要員としての職に従事する時間を言う。
  - (c) 「時間のしきい値」とは、フルタイムとパートタイム就業の境界、全ての就業者の実働時間の中央値もしくは最頻値、又は関係する法律もしくは国内の慣行で定められていて、特定の労働者グループに対して設定されている労働時間の基準を基にする。
  - (d) より多くの時間の（労働が）「可能」とは、1つの職を辞めて別の職に就くまでに、国内の状況に照らして必要な一般的な時間の長さを反映させた一定の短期参照期間との関連で確定されるべきである。
44. 時間関連の不完全就業者（すなわち、「より多くの時間」の労働を希望し、それが可能であった人）は、適用される労働時間の概念に従い、次のグループに特定することができる。
- (a) 通常働いた時間と実働時間が「時間のしきい値」よりも少なかった人
  - (b) 通常働いた時間が「時間のしきい値」よりも少なかったが、実働時間はそれよりも多かった人
  - (c) 休業者、又は経済面の理由（例：一時的解雇、労働時間の削減、又はローシーズンもしくはオフシーズンによる影響）によって実働時間が「時間のしきい値」よりも少なかった人
45. 時間関連の不完全就業者のこれら3つのグループをそれぞれ特定するためには、通常働いた時間と実働時間の両方に関する情報が必要である。労働時間の概念を1つのみ採用している国の場合、通常働いた時間に関しては、グループ(a)とグループ(b)の合計、実働時間に関しては、グループ(c)を取り上げる。ただし、この場合、「休業」の理由又は「時間のしきい値」未満の労働の理由も収集する。
46. 時間関連の不完全就業者による労働市場への働きかけ（pressure）をさら

に評価するには、最近（おそらく、過去4週間、つまり1暦月間）に「より多くの時間」働くために行動した人を別途特定することが有用であろう。

## 失業

47. 失業者は、失業中で、指定された最近の期間に求職活動を行っていて、かつ、就業機会を与えられたならば、その時に（現時点で）就業可能であった全ての人として定義されている。
- (a) 「失業中」は、就業の測定のための短期参照期間に関連して判断される。
- (b) 「求職」するとは、過去4週間、又は1か月間と指定された最近の期間に、職を探すために、又はビジネスもしくは農業の立ち上げのために行ったあらゆる活動を指す。これには、国内の領土又は外国におけるパートタイム、インフォーマルな、一時的、季節的、又は臨時の就業が含まれる。これらの活動の例を以下に示す。
- (i) 財源を手配する。許可及びライセンスを申請する。
- (ii) 土地・敷地・機器・供給品・農業投入物を探す。
- (iii) 友人、親類又は他のタイプの仲介人に援助を求める。
- (iv) 公共又は民間の就職斡旋サービスに登録又は連絡する。
- (v) 雇用主に直接応募する。職場、農場、工場の入口、マーケット又はその他の集合場所を確認する。
- (vi) 新聞又はオンラインの求人広告に掲載又は応募する。
- (vii) オンラインの専門のネットワークサイト又はソーシャルネットワークサイトに履歴書を掲載又は更新する。
- (c) 事業の立ち上げを目指した活動と労働活動自体を区別するためには、企業が実際に立ち上げられた時点の情報を使用すべきである。これは、その状況に従い、企業が運営するための登録に基づいたり、又は財源が入手できた時期、必要なインフラや材料が整った時期、又は最初の顧客もしくは注文があった時期によって証明できる。
- (d) 「現時点で就業可能」は、その時点で職に就ける準備が整っているか検証する役割を果たし、就業を測定するために使用された期間のうちの1つの短期参照期間において判断される。
- (i) 参照期間は、国内の状況に応じて、合計2週間を超えない短い期間を続けて追加することができ、それによって、異なる人口グループ間の失業状況を十分に網羅することができる。

48. 失業者に含まれる人

- (a) 就業開始予定者（future starter）は第47項に述べるように、「失業中で」「求職活動をしておらず」「現時点で就業可能」である人として定義されている。なぜなら、彼らは、その後短期間のうちに就職できる手配がすでになされているからである。この短期間とは、新しい職に就くための国内の状況における一般的な待機期間（ただし一般的には3か月以内）に沿って定められる。
- (b) 雇用促進計画による技能研修又は再研修制度への参加者は、そのために、「失業中で」「現時点で就業可能」ではなく、かつ、一般的に3か月以内のその後短期間のうちの就職のオファーを受けているために「求職活動」をしていなかった人。
- (c) 有償で働くために外国への移住活動を行ったが、依然として出国の機会を待っている「失業中」の人。

49. 失業の構造的分析のためには、失業者が「求職」活動を始めた時期から測定した、又は彼らの最後の職の最終日から測定したどちらか短い求職期間に関する情報を収集することが有用であろう。

50. 失業者のうち、参照期間を含めて12か月以上継続する、第49項に述べる求職期間があった人として定義されている長期失業者を別途特定することが有用であろう。社会給付の提供に関する政策を観察するためには、より短期間に限定する方が有用と思われる（すなわち、6か月程度）。

**潜在的労働力人口（労働市場への新規参入者）**

51. 潜在的労働力人口は、短期参照期間中、就業状態でも失業状態でもない一定年齢以上人口の人で、以下に当てはまる全ての人として定義されている。

- (a) 「求職」活動を行っていて、「現時点では就業」不可能であるが、国内の状況に照らして確定されるその後の短期間のうちに就業可能になると思われる人（すなわち、就業可能でない求職者）又は、
- (b) 「求職」活動を行わなかったが、就業を希望していて「現時点で就業可能」であった人（すなわち、就業可能な潜在的労働力人口）

52. 第51項(b)に述べた人については、第80項(b)に記載する労働市場に関連した理由から「求職」活動を行わなかった人からなるディスカレッジドワーカーを別途特定することが有用であろう。

53. 潜在的労働力人口の範囲には含まれないが就業への関心を表明していて、

特定の状況における社会的分析及びジェンダー分析にふさわしい別のグループを、非求職就業希望者と言い、就労を希望したが、「求職」活動を行わず、「現時点で就業可能」でない人として定義されている。

54. 潜在的労働力人口と非求職就業希望者の2つのカテゴリーを特定するために、短期参照期間における全ての「失業者」に、「求職」活動と「現時点で就業可能」に関して質問すべきである。その人が就業を希望したかどうかを判断するための質問は、「求職」活動を行わなかった人へのみすべきである。
55. 未活用労働の指標（第73項(c)に定義するLU3及びLU4）を計算するために使用する参照人口は、労働力人口に潜在的労働力人口を加えた合計として定義されている拡張労働力人口である。

## 付録8 第二次世界大戦前の「失業統計」

### <統計局・統計センター 百二十年史（1992年6月発行）から抜粋>

#### 失業統計調査

大正末期における不況によって失業者が増加し、失業問題の解決が急務となってきたにもかかわらず、その基礎資料となる失業統計がなかったため、労働統計に関する事務を主管していた内務省社会局で失業統計調査の計画を立てていたが、労働統計に関する事務が大正14（1925）年4月、内閣統計局に移管されたのを機に、その経費15万円（2か年継続費）を要求し、これが認められたので、4月22日その調査要綱を中央統計委員会に諮問、5月1日その答申を得た。そこでこの調査は、大正11年4月19日法律第52号統計資料実地調査ニ関スル法律に基づいて実施することとし、関係法令の起案を急ぎ、5月23日勅令第202号失業統計調査令及び失業統計調査施行細則（閣令第2号）が公布された。

調査の概要は、次のとおりである。

**調査期日** 大正14年10月1日午前零時現在で、簡易国勢調査と同時に施行した。10月が1年を通じて失業の最も平均的な時期であること、国勢調査と併せ実施することで調査手続を簡略にし、かつ被調査者の負担を軽減しようとしたためである。

**調査地域** 調査地人口及び労働者数を考慮して、札幌、東京、京都、大阪、堺、横浜、横須賀、神戸、尼崎、長崎、佐世保、名古屋、浜松、仙台、金沢、岡山、広島、呉、和歌山、門司、八幡の21工業都市及び夕張町、足尾町、大牟田市の3鉱山所在地とその附近。

**被調査者の範囲** 有業者—給料生活者、労働者、ただし雇主、自営業者、実収月額200円以上の給料生活者、芸娼妓・酌婦・仲居等、外国人は除外した。失業者—失業の当時労働者又は給料生活者であった者で、調査当時現に失業状態にあった者である。ただし日傭労働者については、日々又は随時に雇傭関係が変動するので、その失業したか否かは専ら調査の直前9月30日の状態で決める。なお、この調査で失業とは、就業の能力及び意思があつて就業の機会を得ない状態をさす。したがつて高齢衰弱者や病人、自ら求職の途を講じない者等は失業者とは認められない。

**調査事項** 失業者については、氏名、男女の別、出生の年月、配偶の関係、世帯主か否か、世帯員数（世帯主が失業者の場合のみ）、失業当時の職業・勤務先、失業の原因、失業の年月日、失業当時の賃銀又は給料  
有業者については、氏名、男女の別、出生の年月、配偶の関係、現在の職業・勤務先

最近1か年以内に失業したことのある有業者については以上のほか、失業当時の職業・勤務先、失業の原因、失業の年月日、失業当時の賃銀又は給料、失業後就職した年月日、就業当時の賃銀又は給料

**調査方法** 申告書は単記票で、有業者用（代赅<sup>たいしや</sup>色）、失業者用（黒色）の両面刷  
**調査機関** で、申告は自計主義により原則として世帯主又は世帯管理者に記入提出させた。本調査は国勢調査と同時に行ったため、失業統計調査員は国勢調査員と同一人とした。失業統計調査員約3万人及び指導員約300人は共に名誉職で、地方長官の推薦によって内閣が任命した。

調査の結果は、大正14年12月15日、各調査地域別に調査人口、失業者、有業者、失業率を、給料生活者、労働者、日傭労働者に分類して、その概数を新聞紙上に発表、同月25日「失業統計調査速報」として公刊した。その後、15年9月、大正十四年失業統計調査報告第一巻記述、昭和2年3月、同第二巻結果表を刊行した。